

議 案 第 37 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

平成28年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額、初任給調整手当の額及び勤勉手当  
の支給割合を引き上げるとともに、配偶者及び子に係る扶養手当の額の改定等  
を行うため。

## 松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項中「184,100円」を「184,300円」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第6項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第2を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第4を次のように改める。

別表第5を次のように改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に、「直ちに」を「、直ちに」に、「申請又は届出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項第1号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に改め、同項第2号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「、父母等」を「又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「係わるもののすべて」を「係るものの全て」に改め、同項ただし書中「これに係わる」を「、これに係る」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手

当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第20条の4第2項後段を次のように改める。

この場合において、勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を合算した額を超えてはならない。

第20条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第6項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

別表第1再任用職員の項、別表第3再任用職員の項及び別表第4再任用職員の項中

「

214,400	—	—
---------	---	---

」を

「

214,400	234,400	254,400
---------	---------	---------

」に改める。

第3条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、

「（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子

で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第4条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「いずれかに該当する扶養親族」の次に「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を、「6,500円」の次に「（行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（以下「行政職8級・医療職（一）3級以上職員」という。）にあつては、3,500円）」を加える。

第11条第3項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級・医療職（一）3級以上職員が行政職8級・医療職（一）3級以上職員以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級・医療職（一）3級以上職員以外のものが行政職8級・医療職（一）3級以上職員となつた場合

第5条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶

養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの（以下「医療職（一）４級職員」という。）に対しては、支給しない。

第１０条第３項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に、「が３級以上」を「が３級」に、「行政職８級・医療職（一）３級以上職員」を「行政職８級・医療職（一）３級職員」に、「同項第２号」を「前項第２号」に改める。

第１１条第１項各号列記以外の部分中「扶養親族」の次に「（医療職（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職（一）４級職員から医療職（一）４級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」を加え、同項第１号中「場合」の次に「（医療職（一）４級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第２号中「至つた場合」の次に「及び医療職（一）４級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同条第２項中「者に扶養親族」の次に「（医療職（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「職員に扶養親族で前項」を「医療職（一）４級職員から医療職（一）４級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職（一）４級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（医療職（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項」に改め、「死亡した日」の次に「、医療職（一）４級職員以外の職員から医療職（一）４級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職（一）４級職員となつた日」を、「職員の扶養親族」の次に「（医療職（一）４級職員にあつ

ては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第3項中「第1号」の次に「又は第3号」を加え、同項第2号中「の扶養親族」の次に「（医療職（一）4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号中「行政職8級・医療職（一）3級以上職員以外のものが行政職8級・医療職（一）3級以上職員」を「行政職8級・医療職（一）3級職員及び医療職（一）4級職員以外のものが行政職8級・医療職（一）3級職員」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職（一）4級職員以外のものが医療職（一）4級職員となつた場合

第11条第3項第3号中「行政職8級・医療職（一）3級以上職員が行政職8級・医療職（一）3級以上職員」を「行政職8級・医療職（一）3級職員が行政職8級・医療職（一）3級職員及び医療職（一）4級職員」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医療職（一）4級職員が医療職（一）4級職員以外の職員となつた場合

（松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第6条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「	「				
<table border="1"><tr><td>371,000 円</td></tr><tr><td>419,000 円</td></tr></table>	371,000 円	419,000 円	<table border="1"><tr><td>372,000 円</td></tr><tr><td>420,000 円</td></tr></table>	372,000 円	420,000 円
371,000 円					
419,000 円					
372,000 円					
420,000 円					

」を」に改める。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12

月に支給する場合においては「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

別表第1中

「	「
153,400 円	154,600 円
154,900 円	156,100 円
156,300 円	157,500 円
157,800 円	159,000 円
159,100 円	160,300 円
160,500 円	161,700 円
162,000 円	163,200 円
163,400 円	164,600 円
164,800 円	166,000 円
166,300 円	167,500 円
167,700 円	168,900 円
169,200 円	170,400 円
」を	」に改める。

別表第2中

「	「
172,100 円	173,400 円
173,200 円	174,600 円
174,400 円	175,800 円
175,600 円	177,000 円
176,800 円	178,200 円
178,000 円	179,300 円
179,300 円	180,700 円
180,700 円	182,100 円
182,100 円	183,400 円
183,200 円	184,600 円
184,600 円	185,900 円
185,900 円	187,300 円
」を	」に改める。

第7条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部

を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」を「、6月に支給する場  
合においては100分の122.5、12月に支給する場  
合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」に改める。

(松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年松戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年松戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第7条から第9条までの規定 平成29年4月1日

(2) 第3条の規定 平成30年4月1日

(3) 第4条の規定 平成31年4月1日

(4) 第5条の規定 平成32年4月1日

2 第1条の規定(松戸市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条

例」という。)第9条の4第1項、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第6条の規定(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付条例」という。)第7条第1項の表、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)による改正後の任期付条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定(給与条例第20条の4第2項及び附則第6項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第6条の規定(任期付条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)又は第6条の規定による改正後の任期付条例(以下「改正後の任期付条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第6条の規定による改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。